

「奈良県耐震改修促進計画」改定案に対する意見募集の結果概要

- 実施結果の公表期間：令和8年3月9日（月）から令和8年4月8日（水）
- 意見の募集期間：令和8年1月9日（金）から令和8年2月10日（火）
- 応募方法：郵送・FAX・メールフォーム
- 意見の総数：2通（6件）
- 問い合わせ先：奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課 建築審査係（0742-27-7561）

ご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方と合わせて以下に示します。

| No. | 該当箇所 | 改定案 該当ページ | ご意見 | 県の考え方 | |
|-----|-----------------------------------|---|-----|---|---|
| 1 | 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | 2. 住宅の耐震化に係る普及啓発 (5) 地震保険加入によるメリットの普及啓発 | p22 | 今般の「奈良県耐震改修促進計画」改定案について、計画の趣旨に賛同する。その上で、p22記載の下記について提案する。 「2. 住宅の耐震化に係る普及啓発」(5) 地震保険加入によるメリットの普及啓発の関連として、「地震保険の割引制度」の周知を本計画に盛り込むことを検討されたい。 | 耐震診断、耐震改修の実施により地震保険加入に際して有利になることについては、計画本文に記載するとともに、割引制度の詳細については、財務省の「地震保険制度の概要」を参照できるように、当該WebサイトのURL及び二次元コードを掲載しています。なお、地震保険制度の普及啓発の一環として、わかりやすい「地震保険特設サイト」のURL及び二次元コードを追加で記載することとしました。 |
| 2 | 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | 5. 町内会や学校等との連携 | p22 | 「5. 町内会や学校等との連携」の関連として、当会では防災・減災教育に関するコンテンツを提供しているため、活用を検討されたい。 | 防災・減災教育に関するコンテンツについては、今後、奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会や市町村連絡会議等で共有を図るとともに、普及啓発活動のなかで周知を図ってまいります。 |
| 3 | 第1章 奈良県で想定される地震 | 1. 第2次奈良県地震被害想定調査報告書 | p5 | 現時点で改定作業中の第3次奈良県地震被害想定が明らかになった時点で、計画の見直しの検討を行い、県民へ新しい被害想定に基づく耐震改修の必要性をわかりやすく記載すべき。見直しの検討を行うのであれば、その旨を計画に記載すべき。 | ご指摘のとおり、地震被害想定の見直しがあった場合は、その内容に基づき、適宜、本計画の内容について見直しの検討が必要と考えており、その旨を本文に記載いたしております。 |
| 4 | 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | 2. 住宅の耐震化に係る普及啓発 (3) 伝統的民家の耐震診断・耐震改修の調査研究とその普及啓発 | p21 | 「奈良県住生活ビジョン」で歴史的な街なみを次世代に残す方針としている一方で、耐震改修促進法において全ての建築物の耐震化を目指すことや、現行の建築基準法が古民家等の近代の構造基準以外を否定しており、矛盾が生じている。 古民家等はかつて都があった歴史的な風景が残る奈良県にとっては必要であり、奈良県の良い所ではないか。 県の耐震行政の運用においては、もう少し丁寧な分析と、議論を進めるべきであり、その旨を計画に記載があっても良いのではないか。 | 伝統的古民家であっても耐震化は必要ですが、歴史的資産として次世代に継承するため、伝統的古民家に適した限界耐力計算による耐震診断・耐震改修の事例紹介等を通じて、その良さを活かしつつ耐震性を図る旨を計画に位置づけています。 ご指摘のとおり、建築基準法の構造規定への適合については、丁寧に議論を進めてまいります。 |
| 5 | 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | 5. 地震時の建築物の総合的な安全対策 (1) 居住空間内の安全確保 | p18 | 「耐震改修できている住宅等であっても、家具の転倒やガラス等の飛散防止対策は必要」であり、県民の生命財産を守るためには、耐震化をベースとした考え方に記載を改めるべき。 また、耐震シェルターは県として推奨するのか。耐震シェルター等の構造規定ないと考えるが、耐震改修促進計画の中で位置づけるのであれば、どのようなものが耐震シェルターに該当するのか具体的に資料編等で示すべき。 | ご指摘のとおり、耐震改修促進法や耐震改修促進計画は住宅等の耐震化の促進を図るためのものです。 一方で居住空間内の安全性の確保は、地震時における耐震性のない住宅から屋外への避難などにおいても重要であることから、住宅の耐震性の有無に関わらず必要な取組みであることから、ご意見を踏まえ、計画の表現を見直しました。 耐震シェルターについては、ご指摘のとおり明確な構造基準がございませんので、これまでの採用実績や他府県の評価事例などを踏まえ検討してまいります。 |
| 6 | 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | 2. 住宅の耐震化に係る普及啓発 (4) 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の普及 | p21 | 地震災害の歴史や、自身の住宅等が建築された以降の構造規定の改正の経緯を知ることにより、住宅等の耐震改修の促進につながるのではないかと。特に木造住宅では、昭和56年の耐震基準の改正だけでなく、阪神淡路大震災後に金物などの規定等が設けられるなどしている。 昭和56年以降の住宅でも決して十分な耐震性があるとはいえず、県民の生命財産を守るためにも、丁寧な説明と継続的な取り組みが必要であるとする。 | 地震災害や建築構造規定の変遷などについては、引き続き普及啓発ガイドブック等を活用し周知を図ります。 また、木造住宅の接合部等に係る建築基準法の耐震関係規定が明確化された平成12年（2000年）以前の住宅についても、国がとりまとめた「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」などを活用し、耐震性能の検証及び必要に応じて安全性の向上が適切になされるよう、周知を図ります。 |